

さいたま市清掃センターに係る一般廃棄物処理手数料の後納に関する要綱

平成 30 年 12 月 14 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、さいたま市西部環境センター、さいたま市東部環境センター、さいたま市クリーンセンター大崎及びさいたま市桜環境センター(以下「清掃センター」という。)における、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則(平成 13 年さいたま市規則第 142 号)第 15 条第 1 項第 5 号の規定に基づき徴収する一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の翌月一括払い(以下「後納」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 195 号。以下「条例」という。)の例による。

(後納の申請)

第 3 条 手数料の後納の承認を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料後納申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、一般廃棄物を搬入する清掃センターの所長(さいたま市桜環境センターの場合においては、環境施設管理課長とする。以下「清掃センター責任者」という。)に提出しなければならない。ただし、公的機関及びそれに準じる者については、この限りでない。

(1) 納付誓約書(様式第 2 号)

(2) 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、清掃センター責任者が後納の承認を判断するため、提出を求める書類

2 前項において、許可期限を継続させる申請については、前項 2 号を直前 1 年と読み替える。

(承認の基準)

第 4 条 手数料の後納の承認基準は、清掃センター責任者が後納を承認することが適切であると判断する場合にあって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 法人税を滞納していない者

(2) 清掃センターへの搬入実績が過去 1 年以上ある者

(3) 手数料を滞納していない者

- (4) 直前の事業年度において、手数料の後納の承認の取消及び搬入に係る重大な違反がない者
- (5) 申請者が法人である場合は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者
 - ア 直前の事業年度において、債務超過でないこと。
 - イ 直前の事業年度において、経常利益がマイナスでないこと。
 - ウ 直前3年間の事業年度において、経常利益の平均がマイナスでないこと。

(後納の承認)

第5条 清掃センター責任者は、第3条の規定による申請があった場合は、当該申請をする者が前条の基準に適合するか否かを審査し、承認する場合は一般廃棄物処理手数料後納承認通知書(様式第3号)により、承認しない場合は一般廃棄物処理手数料後納不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(承認期間)

第6条 前条の承認期間は、承認を受けた月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(計量カード)

第7条 清掃センター責任者は、手数料の後納の承認を受けた者(以下「後納事業者」という。)に対して計量カードを貸与するものとする。後納事業者は、貸与された計量カードを承認期間が満了した後、もしくは後納承認が取り消された後、直ちに返却するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 後納事業者の情報が変更された場合においては、変更後10日以内に清掃センター責任者へ事業者情報変更届出書(様式5)を提出しなければならない。ただし、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第21条の規定にされた一般廃棄物処理業変更届出書を提出している場合についてはこの限りではない。

(搬入先の変更)

第9条 さいたま市の指示により、申請していた搬入先が変更された場合においては、前条の申請が変更された搬入先においても有効とする。

(請求)

第10条 清掃センター責任者は、後納事業者並びに公的機関及びそれに準じる者ごとに、廃棄物の搬入があった月の手数料を集計し、当該月の翌月に手数料の後納の請求をするものとする。ただし、後納事業者が月の途中までの手数料の後納を申し出たとき、または、後納の承認が取り消された場合は、当該申出のあった日までの当該月の処理量につき、後納の請求をするものとする。

(支払い)

第 11 条 手数料の後納は一月を単位とし、市が発行する納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(督促及び催告)

第 12 条 清掃センター責任者は、後納事業者が前条に規定する納期限までに手数料を完納しなかった場合は、納期限から 30 日を経過する日までに督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に記載された納期限までに手数料が完納されない場合は、当該納期限から 20 日を経過する日までに、10 日以内の納期限を設け催告書を発するものとする。

(後納の停止)

第 13 条 清掃センター責任者は、後納事業者が第 11 条に規定する納期限までに手数料を納付しなかった場合は、当該手数料が納付されるまでの間、後納の取扱いを停止するものとする。

2 前項の規定により後納の取扱いが停止された後納事業者は、一般廃棄物を各清掃センターに搬入する都度手数料を納付しなければならない。

(取消し)

第 14 条 清掃センター責任者は、後納事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、後納の承認を取り消すことができる。

(1) 第 12 条第 2 項の催告書に記載された納期限までに、手数料が完納されないとき。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る重大な違反があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、後納事業者の経営状況が悪化していると認められるとき。

2 前項の規定により後納の承認が取り消された後納事業者は、一般廃棄物を清掃センターに搬入する都度手数料を納付しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。